

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		児童扶養手当の増額改定
根拠法令及び条項		児童扶養手当法第8条第1項
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>児童扶養手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>改定の審査基準については、「児童扶養手当の受給資格認定」の基準に拠る。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	約2か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）